

# 平成26年臨時第1回市議会会議録(第1日)

平成26年8月11日午前9時30分臨時第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

## 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	壇	康夫
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	牛嶋	利三
10番	中尾	眞智子			

## 2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

## 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

## 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	議会事務局係長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	企画財政課長	坂田良二
副市長	高野道生	企画財政課長補佐 兼財政係長	西山俊英
教育長	長岡廣道	福祉事務所長	梅津俊朗
監査委員	平井常雄	環境衛生課長	富重巧斉
総務部長	塚野仙哉	農林水産課長	大津光若
保健福祉部長	松藤泰大	商工観光課長	松尾博
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	上下水道課長	内野逸雄
環境経済部長	横尾健一	学校教育課長	田中裕樹
建設都市部長	石橋慎二	教育部指導室長	稗田賢次
教育部長 兼教育総務課長	大津一義	契約検査課長	梅崎克美
消防長	塚本哲嘉	消防本部総務課長	北嶋俊治
総務課長	平木啓喜	消防本部総務課長補佐 兼庶務係長	宮本一久

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 議案第29号 工事請負契約の変更契約の締結について

---

午前9時30分 開会

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから平成26年第1回みやま市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、先日の議会運営委員会におきまして協議をいただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。中島議会運営委員会委員長、お願いします。

○議会運営委員長（中島一博君）（登壇）

おはようございます。平成26年第1回臨時会の運営につきまして、8月4日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は、議案第29号の1件でございます。

第2に、本会議の開催は、本日8月11日の1日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては、お手元に資料を配付いたしておりますので、御参照方よろしくお願ひ申し上げます。

第4に、審議方法について申し上げます。

議案第29号につきましては、即決といたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

ここでお諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

#### 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、16番宮本五市君、17番壇康夫君、両名を指名いたします。

### 日程第3 議案第29号

#### ○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 議案第29号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。西原市長。

#### ○市長（西原 親君）（登壇）

皆さんおはようございます。議案第29号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

消防新庁舎建築工事につきましては、その契約合計金額が150,000千円以上となることから、平成25年第2回定例会において、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会で可決いただきました。

今回は、当該工事請負契約の変更契約の締結につきまして、同規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

変更の内容につきましては、請負金額の変更でございます。

平成26年4月28日に、みやま市工事標準請負契約約款第25条第6項に規定するインフレスライド条項に基づき、受注者から請負金額の増額変更の請求がございました。

国、県が策定したインフレスライド運用マニュアルに基づき金額を算出いたしましたところ、変更による増額が16,787,460円で、変更後の請負金額は650,987,460円となるものでございます。

資料として、変更金額の計算書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。なお、建築工事及び電気設備工事の工期につきましても、今回変更になっておりますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

#### ○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。10番中尾眞智子君。

#### ○10番（中尾眞智子君）

今回のインフレスライド条項につきましては、これに該当する業者、それからその工事、そういうものにつきまして、どのように業者の方たちに周知されたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

塚本消防長。

○消防長（塚本哲嘉君）

本件に関しましては、当本部の総務課長の北嶋がおりますので、北嶋のほうから説明させていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

北嶋消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（北嶋俊治君）

私のほうから、先ほどの件に関しましてお答えさせていただきます。

まず、工事関係者が集まります定例会議において、各業者様に今回のインフレスライド条項の適用がないかという確認をさせていただいているところでございます。なお、今回の請求がございました請負業者様に関しましては、こちらからのアクションはかけておりません。請負業者からの請求があった時点でインフレスライドの適用を請求されたものでございます。

今回のインフレスライドの適用を請求されましたその時点で、各業者様が集まります定例会議において、ほかの関連する工事の請負業者様に、このインフレスライド条項に基づきました増額の請求はございませんかという御案内をかけさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

そうしますと、この条項に当てはまる業者は、まだほかにもいらっしゃったということになるのでしょうか。

私もこのことにつきましては何にも知識がございませんので、県のほうに少しお尋ねしましたところ、県では、申請が出たものを積算し直して、その分、1%は業者負担ということで、それよりも少しでも出たところには支払っているということでしたけれども、みやま市も、積算し直しているはずだと思います。ならば、例えば、このインフレスライド条項に乗って、申請する力があるところ、ないところ、それぞれあると思います。請求しなければ出さないというのではなくて、いつも市長もおっしゃっております地場産業の育成、

保護、そういう面から見ていきますと、どんな小さなところにもこの条項に当てはまるところは、こちらから、行政からでも言って行ってやるのが、行政の仕事であり、地場産業の育成ではないかと思っておりますが、そういう部分についてどういうふうにされたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

梅崎契約検査課長。

○契約検査課長（梅崎克美君）

おはようございます。まず、インフレスライド条項の適用についてでございますが、簡単に説明いたしますと、このインフレスライド条項につきましては、業者の手持ちの工事に申し上げますと、残工期がまず2カ月以上になっている部分ということになります。みやま市におきまして、この基準日となるのが、県の単価改定がございましたので——県といいますか、国が改定をされまして、県も改定しておるといふような作業が2月から改定ということになっております。一つの目安となりますのが、本年の2月が一つの目安となります。残工期が、これから2カ月以上ある工事ということになります。そしてなおかつ、先ほど議員さんもおっしゃられました1%、これを超える額ということになりますので、ある、やっぱり工事の内容としましては、規模が大きい工事というふうになろうかというふうに思いますけれども、そのような工事の案件といいますのが、消防が行っております建設工事関係というふうに思います。私も、建設課に在籍しておりましたが、このときは該当のあるような工事案件はございませんでした。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

確認になりますが、今回は、ではこの今申請してあるところのみで、ほかにはなかったということでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

梅崎契約検査課長。

○契約検査課長（梅崎克美君）

契約等も私のほうの所管で今現在やっておりますが、そういうふうな案件の申し出はあつ

ておりません。

**○議長（牛嶋利三君）**

ほかに（「議長、もう一回」と呼ぶ者あり）もう3回済みしました。（「3回ですけれども、よろしいですか、お願いします」と呼ぶ者あり）簡単に、そしたら。10番中尾眞智子君。

**○10番（中尾眞智子君）**

この条項は、申請しなければできないということは聞いておりますが、いつもおっしゃっております、地場産業の育成、保護。そのためには、行政がどんな小さなところでも、やはり該当するところがあれば、やってやらなければならぬ、それが行政の仕事だと思っておりますので、今後そういうところが出てきましたらば、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。ありがとうございました。

**○議長（牛嶋利三君）**

ほかにございませぬか。17番壇康夫君。

**○17番（壇 康夫君）**

今回の工事請負の変更については、先ほど課長からも説明があったように、インフレスライド条項という、国交省が2月に運用、適用ということで通知してやっているという部分はわかります。工期が、先ほど説明がありましたように2カ月以上残っているということで、この請求の請求日というんですか、それが基準日になるというふうに適用されていますので、まず、業者からの請求がいつあったのか。これ、契約の中では8月29日までの工期になっていますので、今から2週間しかないんですよ。請求は1カ月以上前に当然あってという話なのか、9月30日に延期されていますので、それを含めて2カ月で請求をされた日なのか、まずそこですね。

それとあわせて、今回増額されている金額が、増額率、スライド率を掛けて、総額が千六百七十何万円という増額になっていますけど、単純に、この増額のもとなる数字、これが妥当かどうかは市役所でちゃんと検証されていると思ひますので、その内訳、この辺をきっちり出していただきたいと思ひます。そうでないと、スライド率というのは、何ぼでも向こうが上げてくれば、先ほどおっしゃった100分の1以上に簡単にできますので、その辺の基準の金額、どうやって算出されてこの金額が出てきたか、残工事の75%が終わって、25%残に対して、どういう資材の高騰、もしくは工賃、俗に言う人件費の高騰があったのか、この

辺がきっちり決まっていないと、私たちも判断できません。これは昨年ぐらいから、アベノミクスじゃないですけど、四国のある自治体によっては、20億円の契約を30億円で予算を上げたとか、当然、今インフラでかなり受注がとれなくて、入札ができなくて、金額を上げている自治体もいっぱいありますので、それに対してこの金額というのは、その辺の算出をきょうはつきり出していただければ、これは世間の流れからすると妥当かなという金額かなと、運用かなと思いますので、その辺が判断できる材料を、ぜひ詳細な資料を提出——議長、説明とともに資料請求をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

資料あつとですか。塚本消防長。

○消防長（塚本哲嘉君）

準備をさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

そしたら、暫時休憩をいたします。

午前9時45分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、壇議員のほうから説明資料請求があってございました。皆さんに配付漏れはございませんか。（「2枚でいいですか」と呼ぶ者あり）2枚ですね。配付漏れございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、引き続きこの資料に基づいて、質問、並びに執行部からのそれぞれの説明をお願いしてまいりたいと思います。北嶋消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（北嶋俊治君）

お待たせしております。私のほうから御説明申し上げます。

まず、議員様の御質問であります受注者の請求日でございますが、これにありましては、ことしの4月28日でございます。当初契約におきます工期内の残工事が2カ月存在するという段階での請求でございます。（「4月28日」と呼ぶ者あり）4月28日でございます。当初の契約の日程が、8月29日までとなっております。



続きまして、お手元に配付させていただきました、A 4 版の資料と A 3 版の資料、各 1 枚ずつ、あわせて 2 枚の御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、A 4 版の資料を御確認ください。

こちらが、今回の庁舎建設に伴います当初設計書の金額でございます。今回、インフレスライド条項に適用されます工事といたしましては、庁舎建設工事と訓練主棟建設工事、あわせて訓練副棟建設工事の、この 3 つでございます。

まず、A の列でございますが、A の列が、当初設計時の金額でございます。庁舎にしましては 460,771,787 円。訓練主棟にしましては、49,765,918 円。訓練副棟にしましては、46,094,647 円でございます。合わせて、556,632,352 円となっております。今回のインフレスライド条項のスライドを適用する金額でございますが、残工事に対してスライドを適用させるということでございますので、まず、出来高を確定する必要がございます。みやま市としましては、この請求日時点、4 月 28 日に請求をされておりますこの時点で、今回の工事の進捗は 75% という前提で出来高を 75% と判断させていただいております。この出来高の残り 25%、この 25% が出来高の残工事ということで、これがスライドの適用金額となっていくわけでございます。

今度、C の列でございますが、ごらんとおり出来高残金額 (25%)、残工事の 25% の金額を C の列で表記させていただいております。

次の D の列、設計金額、これは 100% と書いておりますが、この D の列は、ことしの 2 月の労務単価の改定がございました。この改定後の標準単価を現設計の表の単価に置きかえまして積算し直した金額でございます。

右側の E の列でございますが、この労務単価が改定されました改定後の出来高残工事 (25%) に相当する金額でございます。

その右側の F、差額の列でございますが、これが当初設計におきます残工事 25% に相当する金額と労務単価の改定後の設計金額をもとに、残工事 25% の金額を比較しまして、その差額を表示いたしております。

今回スライド適用後の合計金額としましては、F の列の下の方に 19,056 千円の表示をさせていただいております。この 19,056 千円が、今回のスライド条項に適用します増額分ということで、みやま市は判断させていただいているところでございます。

続きまして、A 3 の資料を御確認ください。

先ほど御説明しましたスライド適用後の増額の金額19,056千円、この金額に消費税を掛けました金額が、A3の様式の上段のほうにございます(2)スライド額(F)の右側をごらんください。設計スライド額20,580,480円(増額)と記入させていただいております。こちらが、先ほど御説明いたしました増額分の19,056千円の消費税込みの金額でございます。これは、みやま市が庁舎建設に当たりまして設計をさせていただきました原設計ベースでの金額でございます。

この設計に関しまして、補足で説明をさせていただきますと、人件費、あるいは資材費等の増額分をお尋ねになられておりました件ですが、一つ一つの詳細部分につきましては、例えば、鉄筋に関しまして金額の説明をさせていただきますと、労務単価の改定前、当初設計時におきます鉄筋工事の出来高残額でございますが、当初は1,616,599円でございます。ここの2月に労務単価が改定されまして、鉄筋工事金額を積算し直してみますと、スライド後の出来高残金額といたしましては、2,057,556円という金額に上昇しております。

また、型枠工事におきましては、改定前の出来高残金額が5,986,780円。改定後の型枠工事の金額といたしまして、出来高残金額でございますが、8,516,073円と上昇している状況でございます。こういった細かい計算の積み重ねが、お手元に配付いたしておりますA4の総括表となっているところでございます。

続きまして、A3の表を用いまして、今回の75%の出来高に対しまして25%の残工事額、スライド適用をさせる残工事額25%の計算方式につきまして、A3の様式をもとに御説明をさせていただきます。

(6)の新契約額算定式でございます。

新契約額(G)を求めますには、請負代金額(A)とスライド額(F)を足すこととなります。このスライド額(F)を求める方式としましては、増額後の残工事額(D)から残工事額(C)を差し引きまして、さらに残工事額(C)に受注者負担率(E)、こちらを掛けた金額をさらに差し引くこととなります。

計算1でございます。残工事額(C)の算出について、御説明をさせていただきます。

残工事額(C)は、請負代金額(A)から、基準日における出来高額(B)を差し引くこととなります。

まず、落札率を計算いたしますと、請負代金額が634,200千円で、起工時の設計工事費額が710,395,350円となっております。請負代金額を起工時の設計工事費額で割りますと

89.27423300%の落札率となっております。

続きまして、残工事（C）を求めていきますと、請負代金額（A）634,200千円から、基準日におけます出来高が75%という前提で計算をさせていただいて、475,650千円を差し引きますと残工事額（C）、こちらが158,550千円となっております。

続きまして、計算2でございます。増額後の残工事額（D）の算出をしていきたいと思えます。

まず、Dの増額後残工事額を算定いたしますためには、スライド適用後請負代金額（H）から、基準日における出来高額（B）を差し引いた金額となっております。また、スライド適用後請負代金額（H）を求めるためには、スライド適用後の落札額に消費税を足した金額となっております。ここで、消費税につきましては税法の改正がございましたので、増税前の消費税と増税後の消費税を足すことになっております。

ここで、まず、増税前の消費税を計算してまいります。

まず、スライド適用前工事価格、こちらは当初設計書に基づきます税抜き工事価格でございます。スライド適用前工事価格676,567千円に落札率89.27423300%を掛けますと、スライド適用前の落札額604,000千円が求められます。これに消費税率5%を掛けますと、増税前の消費税といたしまして30,200千円の消費税が求められます。

次に、増税後の消費税対象額を求めていきます。

先ほどの上段のスライド適用前工事価格に、今回お願いいたしますスライド適用の差額増額分の19,056千円を足しましたスライド適用後工事価格695,623千円に落札率89.27423300%を掛けますと、スライド適用後落札額が求められます。こちらの金額、621,012千円からスライド適用前の落札額を差し引きまして増税後の消費税対象額が求められます。この金額が17,012千円になります。この17,012千円に改正後の消費税8%を掛けますと、1,360,960円の消費税となります。

消費税としましては、5%の消費税額30,200千円と8%の消費税額1,360,960円を足しまして31,560,960円、こちらが消費税の合計額となります。

スライド適用後請負代金額（H）を求めます。

スライド適用後の落札額621,012千円に、先ほど求めました消費税の合計額31,560,960円を足しまして、スライド適用後請負代金額（H）が求められます。こちらの金額が、652,572,960円となります。

続きまして、増額後残工事額（D）でございますが、先ほど求めましたスライド適用後請負代金額（H）652,572,960円から、基準日におけます出来高額（B）475,650千円を差し引きまして、増額後の残工事額が求められます。この金額といたしまして、176,922,960円となっております。

続きまして、計算3でございます。

スライド額（F）の算定と新契約の確定でございますが、まず、受注者負担率といたしまして100分の1、1%がかかってまいります。スライド額（F）を求めますと、増額後残工事額（D）176,922,960円から残工事額（C）の158,550千円を差し引きまして、さらに、残工事額（C）158,550千円に、受注者が負担するべき1%の掛け率を掛けまして求められたスライド額（F）が16,787,460円でございます。

新契約額（G）は、請負代金額（A）634,200千円にスライド額（F）の16,787,460円を足した合計額といたしまして新契約額（G）650,987,460円が求められたということで、今回の新契約額を算定いたしているところでございます。

非常に細かい計算の積み重ねとなっておりますので、わかりにくい点がありますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（牛嶋利三君）**

よろしいでしょうか。17番壇康夫君。

**○17番（壇 康夫君）**

一応、大枠のところはわかりました。ただ、さっき言いました、説明もありましたけど、鉄筋工とか型枠の金額についてはここの資料にないんで、その辺の資料を再度お願ひしたい部分と、口頭でしたので。それとあわせて、これは総額が出てからの計算ですよ。その積み上げの部分は資料がないのか。それとあわせて、この資料、予算のほうは8月11日ということはきょう計算されているのか、4月28日の請求日が基準日とされているのかね。14日以内にやらないかんというのがあるので、いつ計算されているのか。

それと、これは去年の6月に議決しているということは消費税5%でもともとやっけて、2月適用されているわけですね。何で消費税8%で計算されている部分が出てくるのか、この発注されていない部分がどこまであるのか、要は3%の上乗せ分が。そういう部分がさっぱりわからんのですが、皆さん理解されているのかどうか、私はその辺を含めて――再度、今申し上げたように、基準日からどういう計算をされているのかね。2月に話があったから

というのはわかりますけど、4月28日に請求があったということであれば、そのときの残工事は2カ月あるわけですね。4月28日から見ても、きょうまでもう2カ月、3カ月近くなるうとしているわけですね。何でこういうふうな時期までずれて、しかも工期を9月末までというふうにずらして臨時議会を開いてやられているのか、その辺の経過も含めて、再度よろしくをお願いします——この資料、A3のほうですけど、今申し上げたように8月11日付で、きょう付になっていますよね。旧設計額というのは、先ほどの話だと8%で出してありますよね、710,000千円というのは。ということは、こっちが先に数字を計算するためにこの計算書があるような感覚になるわけですよ。だから、積み上げのもとがあるんじゃないかと。この710,000千円になったもと資料じゃないと、これずっとさかのぼってこの計算式の内訳、要は算数の説明をされているだけで——スライドの式は、もう俗に言う算数じゃないですか、これ、引き算と掛け算の。そのもとを教えてくださいということですよ。

**○議長（牛嶋利三君）**

宮本消防本部総務課長補佐兼庶務係長。

**○消防本部総務課長補佐兼庶務係長（宮本一久君）**

先ほどの壇議員からの御質問についてお答えいたします。

まず、今回のスライド適用の議案を提出に至った手続でございますが、2月に改正をされております。ただ、先ほど御説明の中にもあったかもしれませんが、あくまで受注者側からの請求があったのが4月28日だったということでございます。それをもとに、まず、相手方とスライド額についての協議を開始する必要があるとございます。そのため、手続を踏みまして、5月1日でしたか、あちら側に、協議に応じますということで通知を出しております。協議の開始の日を決める必要があるとございますが、それを6月10日ということで相手に通知をしております。その後、みやま市としても、相手からの請求に基づくものが適正かということで、新たな設計書を組む必要があるとございますので、それが、やはりかなりの時間を要することとなります。6月10日から協議をいたした結果、最終的に6月20日に、相手方に今回増額をお願いしています金額を通知し、6月23日に相手方からの承諾書ということで、その金額で合意しますというような承諾書をいただいているところでございます。

それと、先ほど配付した資料でございますが、これは、いわゆる大分類、中分類、小分類に分けますと、小分類、単価表から設計書がございまして、それを中分類に分け、それをさらに大分類ということで、今回提出させていただいた分の積み重なった分だけの提出を資料

として提出させていただいたわけですが、これを詳細までといいますとかなりのページ数になってきますので、今回は議場で提出資料ということで、提案があった部分については、先ほど提出したのみの資料とさせていただいたところでございます。

A3版で今回提出しております資料の期日が8月11日というものは、議会の開催日が11日ということで、提出日を11日ということで入力させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

今、補足的にも説明したように、鉄筋工とか、型枠とか、先ほどおっしゃいましたよね、単価が、5,980千円が8,510千円とか。そういう大枠でいいんですよ。細かい、例えばセメント1袋が幾らのとが幾らになったとか、そういうことを言っているわけじゃないですか。先ほど言った710,000千円という旧設計額というのは、先ほど言ったように8%でやられているでしょう。去年の6月に受注されているということは、3月までに5%で消費税を発注されている部分があるはずですよ。4月28日に協議スタート、申し入れがあったにしても。その残がどのぐらいあってやっているのか。その時点で25%分きっちり計算式は決まっていますけど、積み上げるもとは、25%じゃない部分が向こうからも請求があるでしょうけど、向こうからの請求書をくれと言っているわけじゃなくて、こっちでどういう計算でそれを行ったのかということを探っているわけですよ。だから、先ほどの説明をいただいたのは、何の説明もないわけですよ。今申し上げたように、算数のもとを、計算の仕方を説明されているだけで、私たちが判断する金額の積み上げのもと、大枠で結構です。そこを教えてくださいと言っているわけです。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっとよろしいですか。今、壇議員がいろいろ求めてある、質問されてある部分については、今回この契約締結変更という増額に対する当然変更ですよ。このことに対する、請負業者からの増額分の請求が何がしかあるわけですね。そのことについて、みやま市は当然これは協議をして、詳細な設計をやり直さんといかんわけですね。それをしなしにやったりしよるようなことは、これはもう絶対にあっちゃいかんけど、そういうことがあつたらんというようなことを示せということでこの資料請求をやられておるわけですね。だから、その

ところを、金額的に幾らかくらはなくて、こういう——私がまさに答えを言いよるような話ですけど、そのことに対する説明をしてやってください。もう金額はよろしいですよ。  
宮本消防本部総務課長補佐兼庶務係長。

○消防本部総務課長補佐兼庶務係長（宮本一久君）

受注者側からの請求の出来高及び請求金額といたしましての回答でよろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

あくまでも瀬口組さん、要は受注者からのあれは向こうの話であって、みやま市がどう対応すべきという算出をしたかということですから。要は、向こうの言いなりの金額でこれは積み上げているわけじゃないでしょう。うちなりに判断して、みやま市はこのぐらいの増額は認めますよという算出をしているわけでしょう。ですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）向こうの言い分どおりだったら、もうなあなあでやっているということなので、それは逆におかしなやり方ですので、1回受注したところに、向こうの言い分を聞いて、はい、そのまま増額しましょうじゃ。だから、市役所として、ちゃんとみやま市が対応した金額のこの710,000千円の積み上げ根拠が、単に8%で計算されているんじゃないですかと。だから、それは4月以降の話であって、言ってきたのが4月以降であって、工事はもう半分、75%終わっているという計算でしょう。そしたら、何で5%の終わっている部分もここ積み上げているんですかと。16,780千円増額するための、これは数字の説明だけじゃないですか。そこを申し上げているわけです。

○議長（牛嶋利三君）

極端な話で、この今配付していただいたA3の説明資料の計算3、スライド額（F）というように対するここだけでもいいから、この関係あたりをちょっと説明ばせんですか。もうほかには、これは説明……（「ちょっといいですか、議長」と呼ぶ者あり）17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

今、議長がおっしゃったスライド（F）の計算3というのは、算数なんですよ、これ。だから、この表でいけば、旧設計額が710,000千円になっている根拠の細かい数字は要りませんから、先ほど鉄筋工が16千円が20千円になった。型枠が5,980千円が8,500千円になったと、

こういう大枠で計算した場合に、消費税の3%もふえた分も含めて、何で16,000千円になったかというその差額の根拠を知りたいと。だから、あくまでも16,000千円になる計算のもとが、710,000千円から来ているじゃないですか。その内訳説明がこのA3及びA4の資料もそうですよね。あくまでも出来高の残を75%で計算して、残は25%か。75%をさっ引いて25%で計算している。請求日に来たのが182,000千円ですよというA4の資料でしょう。これは、単純に25%を計算しているだけじゃないですか。細かく言うと、この182,000千円はもう請求日の158,000千円とも数字が違うんですけどね。ただ、細かい数字はいいですたい。ただ、その710,000千円を出した根拠。単に5%から8%、4月28日にやりましたから3%上げますよ、設計金額、単価が上がったから、もう全部8%で計算しますよという話なのか、残工事が本当に25%あって、その井勘定で25%にしているのか。

**○議長（牛嶋利三君）**

説明でくるですか。壇議員も、もう質問な5回ぐらいやってあるから、もうこれで質問切りますからね。説明してください。梅崎契約検査課長。

**○契約検査課長（梅崎克美君）**

もう御存じかもしれませんが、概略的なお話を私のほうからさせていただきたいと思えます。

まず、このスライド条項を適用すると、今回のこの現場においてする場合のまずはその前段となる根拠づけの話ですが、御存じのように、昨年からいろいろ人件費の高騰とか、資材の高騰ということで全国的に話題にもなっておりました。そういうふうな中で、国のほうから、あるいは県のほうから、先ほど、当初申しましたように、労務単価の改定がなされました。これは、通常は年1回の改定がここ数年間ずっと行われてきておりましたが、そういうふうな社会情勢の中で、今回の労務単価につきましては平成26年2月ということで、国、県の改定がなされました。公共工事の円滑な施工確保ができるようにというふうなことで、今回のスライド条項の適用について、国及び県のほうからもそういうふうな指示がございました。この通達の中で……（「議長、説明の途中ですけどいいですか」と呼ぶ者あり）

**○議長（牛嶋利三君）**

ちょっと説明を聞いてください。（「はい」と呼ぶ者あり）

**○契約検査課長（梅崎克美君）続**

簡単に申し上げます。



この中で、今回のインフレスライド条項をみやま市の約款の中でもございますので、業者からの請求があつて、この積算のやり直しをしたというふうなことです。この積算については、あくまでも基準日以降の残工事量だけに対する物価上昇と人件費等の資材高騰等の単価が対象になりますので、先ほどの消費税の分につきましては、あくまでも4月の基準日以降に対する消費税率というふうなことになります。

簡単に申し上げますが、以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

ほかにございませんか。（「もうだめですか」と呼ぶ者あり）はい。（「全然回答になつたらんとです」「議長、そして、最後に工期の1カ月おくれたのも答弁していません」と呼ぶ者あり）ああ、そうですね。工期のおくれは、本当、質問に入つとつた。それもちょっと答弁してください。（「議長、今、先ほどの説明のあつた労務費の改定とか、その辺の数字を出せという資料請求を私はしたんですけど、今、課長のほうから説明があつただけで、制度の内容は私も理解しているつもりですけど」と呼ぶ者あり）工期がおくれた、延期する、その理由をちょっと説明してください。宮本消防本部総務課長補佐兼庶務係長。

**○消防本部総務課長補佐兼庶務係長（宮本一久君）**

先ほど壇議員のほうから御質問がございました、工期がおくれております理由といたしましては、今回、おおむね1カ月の延長をしております。その理由といたしまして、まず1点が、施工計画という形で当初、業者のほうに出させるわけなんです、それを一部変更が生じたので、その部分に伴う変更により若干のおくれを来したという部分でございます。

また、県の環境部局との協議が必要となった部分が、掘削土とかいう泥が出てくるわけですが、その泥を移動させる上での同じ——ちょっと具体的に言いますと、市の同じ土地なんです、一部市道を挟むということで、それが別の場所へ移動するということに値するののかということで疑義が生じたので、それを運び出す時期が若干遅くなって、県の回答を得てからの運び出しということになったところの変更等がございまして、1カ月のおくれた分を延長しておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

壇議員の質問もちょっとこれで切りますが、資料請求そのものの内容が、自分の請求した部分にまだ値していないというようなことです。ですから、資料請求があつた部分について

は、極力——本会議の中でこういうことですからということでの金額の訂正等を説明するには膨大な資料があるというようなことで、それは理解しますから、極力そうした説明ができるような資料は請求に基づいてやってください。よろしいですか。

ほかに質問はないですか。6番川口正宏君。

**○6番（川口正宏君）**

このA4のほうの説明資料の件ですけれども、Bの出来高なんですけれども、出来高が、庁舎、訓練主棟、訓練副棟ということになっておりますけれども、それが全部75%なんですよね、出来高が。これはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよ。現在、出来高が75%で出された時点で、中間検査みたいな出来高検査はやりましたか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

北嶋消防本部総務課長。

**○消防本部総務課長（北嶋俊治君）**

先ほど御質問のありましたことに関しまして、お答えさせていただきます。

みやま市といたしましては、請求がありました4月28日の時点、この時点で受注者が請求されました金額、出来高、これが47%で請求をされております。残工事は53%。この53%に関しましてインフレスライド条項を適用させていただきますという請求でございました。しかし、みやま市といたしましては、本来、工事が進捗すべき75%、基準日の4月28日の時点で、工事の進捗は75%を出来高と予定されておりましたので、その出来高の残り25%に対しましてインフレスライド条項を適用させていただきたいという協議を受注者側とさせていただいて、その結果、基準日の4月28日の時点の出来高75%、残工事25%ということで合意をいただいているところでございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

中間検査はやったかというような。

**○消防本部総務課長（北嶋俊治君）**

次に、中間検査の有無でございますが、設計管理事務所におきまして、その出来高率の計算はしていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

管理者がしたということですね。

それと、先ほども申しましたように、トータルで75%ということだったらわかるんですよ。ここに内訳を1、2、3書いてあるのが、全部75%。実際に現場を見ても、その工種工種で出来高は違うはずなんですよ、そう思いませんか。全部75%。

それと、先ほど答弁がありました4月29日時点ということですけども、それで出来高が47%。工事の発注は昨年6月なんです。この出来高にしても47%だったと。それからもう、5月、6月、7月で30%上がってきたと。一番これが根拠になるわけですね、出来高が、残工事代が、代金。そう思いませんか。

それと、このインフレスライド条項の件は、やっぱりそれは必要だと思うんですよ。ただ、果たしてこれが、下請さんとか資材屋さん、そういう方たちにそのまま流れていくものかですね。これはやっぱりその業者さんの判断だと思いますけれども、ただ、工事を請け負ったら、もう何か月か以内に下請、資材、いろいろな資材関係、材料は発注をするはずなんです。そして、今度の場合は特に、消費税が4月から3%また上がるということで、ほとんど3月までに発注は済んでいると思うんですよ。このスライドを適用するとなれば、実際、下請契約の変更とか、資材の注文書の金額の変更とか、そういうのを実際やってあるかどうか、その辺も調べた上でこの計算ができているのか、お尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

梅崎契約検査課長。

○契約検査課長（梅崎克美君）

直接の答弁にはならないかもしれませんが、国土交通省のほうから、このスライド条項を適用するに当たって、運用マニュアルが出されております。消防庁舎につきましては、この運用マニュアルの手順に沿って進められておりますが、その中で、出来高数量等の確認方法についても記載がされておまして、基準日における残工事量を算定するのに行う確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとするというふうなことで、いわゆる中間払いとか、部分払いとかを行う場合での中間検査の意味合いとは若干ちょっと違っておるようでございます。いわゆる中身の精査につきましては、単価表のチェックとかかなり細かい

部分に入ってくる部分もございますので、こういうふうなことで数量計算書によって確認することができるというふうになっておる模様でございます。

参考までに申し上げました。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

今の答弁をお聞きしますと、結局、もしも注文書が50,000千円だったら50,000千円の注文書を出しておいて、そのうちの30,000千円とかが納入済みとか、そういうことで出来高を計算したわけですか。

そういうことで、その辺がちょっと曖昧なんですよね。先ほども申しましたように、その出来高が一番この基本になるわけですね、計算するときの。その辺をちょっと具体的に説明してください。

○議長（牛嶋利三君）

工程表に基づいて、やっぱりここはやってやっとならうけん、答弁ばしてください。宮本消防本部総務課長補佐兼庶務係長。

○消防本部総務課長補佐兼庶務係長（宮本一久君）

この出来高等につきましては、消防本部で管理委託をしております設計事務所のほうで確認をさせたところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑はないですか。4 番荒巻隆伸君。

○4 番（荒巻隆伸君）

先ほどからの出来高の数字が言われておりますけど、75%に決定したのはいつとおっしゃったかまず、もう一回、再度確認をさせていただきたいと思います。

それと、受注業者からは、47%しかできていないのに53%を該当させてもらいたいという申し出があったというのは4月28日だと思うんですが、まず、この75%にいつ決定されたかということをお尋ねしたいと思います。

それから、その後に6月1日から協議を開始されたということですが、その協議を開始されたメンバー、要は受注業者も入るのかどうか、設計事務所と役所だけなのか、その確認

をさせていただきます。

それから、さっき消費税の話もありましたけど、消費税の関係でいくと、今回建築のことで臨時議会なんですけど、あと電気、設備、いろんな消防署にまつわる分離発注があっていたと思いますが、そこに対する消費税の計算はどのようになされるのか。

それと、消防署に関係ない話かもしれませんが、みやま市ですべて発注をされている土木の工事、そういったやつ消費税の取り扱いはどのように対応されておるのか、お尋ねをしたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

北嶋消防本部総務課長。

**○消防本部総務課長（北嶋俊治君）**

まず、消費税につきましての御質問でございますが、税法の改正に伴いまして、平成25年10月1日以降の増額につきまして、消費税率を8%とする税法改正がっておりますので、今回、増税前の消費税、当初設計時の税率5%の消費税と10月以降の増額ということで、今回のスライド適用をさせていただきます労務単価改定後の税率を8%それぞれ計算させていただいているところでございます。

また、関連するほかの工事でございますが、今回、インフレスライド条項に伴います金額変更の請求はあっておりませんので、8%の消費税増税に該当する金額はございません。実際のところ、当初に契約いたしました税率5%の金額のみとなっているところでございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

それから、例えば設計の設計会社とか、それから業者さんも含んで協議をするのか、その質問に。宮本消防本部総務課長補佐兼庶務係長。

**○消防本部総務課長補佐兼庶務係長（宮本一久君）**

出来高等の確認、協議については、設計会社、管理を委託しておりますところと、私どもと、受注者側の3者で協議をして確認をしたところでございます。（「いつですか」と呼ぶ者あり）協議開始を6月10日ということで通知しておりましたので、10日から協議の通知を出しました20日の間で協議をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番荒巻隆伸君。

#### ○4番（荒巻隆伸君）

そうすると、消費税については先ほどお話がありましたように10月から8%に上がった部分は、これはインフレスライド条項に該当するものだけということですから、そのほかの受注業者に関しては5%のままということで、例えば市の発注する案件も、じゃ、そのとおりということで今理解をさせていただきました。

それとあとは、6月1日に協議を開始されて、受注業者も当然入ってされておりますし、6月10日にはそれを納得した上で、今回の増額変更に至ったということでございますので、当然、元請業者ももう理解をしたというところでございますので、ただ、きょうのこの議会がこれだけ長引いたのは、受注業者のほうが悪いのか、執行部の説明が悪いのかという話になるんでしょうけど、本当ならもう30分もあれば終わるような議会だったかなというふうに思います。

今いろいろ聞いていますと、元請さんも納得した上で今回の提案をされておると。執行部もしっかり精査された上の提案だというふうに受けとめましたので、質問はこれで終わります。

#### ○議長（牛嶋利三君）

ほかに質問はございませんか。5番瀬口健君。

#### ○5番（瀬口 健君）

いろんな資料はまた後で出していただくということですが、この消防署の建設に当たって、以前もちょっと感じたんですが、こういう設計云々の質問があったときに、消防のほうからだけ回答があるんですが、役所の体制で、こういう計算を消防署に設計の専門家がいらっしゃってですかね。まずそれが1つですね。

それと、これに関与するように建設部、あるいは契約検査室、そういうとは最初からかわってあつとかどうかと。そういうのを庁内で連携していろいろされれば、いろんなこういう多くの質問がなくてもいいような資料提供とか、質問があつたって、それに回答できる、答えがささっと出てくるはずなんですけど、まず1点目の、消防署の中にこういう専門家がいらっしゃるのか。もう全部、設計のほうに任せてあるのかどうか。それと2点目の、庁内の横の連携、そういうとはどうなっておるのかということですね。その2点をお伺いいたします。こういうことをぴしゃつとしていただいたら、こんなに長引くこつはなからち思うとですよ。はい、答えをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

塚本消防長。

○消防長（塚本哲嘉君）

うちの署内におきまして、設計の専門家はおりません。ただ、これを遂行するに当たりまして、常に市のほうの部局と連絡をとり合っているところでございます。

以上でございます。（「市のどこと」と呼ぶ者あり）専門ですね。契約検査とか、そういうようなところとは一応いろんな面で情報をいただいているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

そしたら、細々した数字あたり契約検査室は御存じでしょう。消防署の中にはこういう専門家はおんなさらんということで、契約検査課のほうは大体数字あたりはさっささっさ恐らく出てくるはずで、建設部は全然タッチしとらんとですか、建屋あたりとか。そういうところの数字あたりも、どこからどこまではどうだ、ここからここまではどうだというのは、もうさっとわかるはずと私は思うんですが、そこのもうちょっと横のつながりというのが、うまくいっとらんかなというふうに思うとですけれどね。それやとったら、この質問、最初から、壇議員さんが言わっしゃるごと、こういう根拠を出せというのは、もう最初からわかるとるわけですね、この議会については。それが横の連携がないからこういう設計変更の根拠というのがいつまでたたって出てこんど。考えてみれば、もう皆さんようわかっとっじゃろち。この議会では、こういう議案だということならば、この議案に対して議員さんは何を言うかと、何を質問されるかというのは前もってわかっておるはずですけども、そこの横の連携がうまくいっとらんかなというふうに感じますので、そこら辺は、トップのほうでどうですか。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

私のほうからお答えいたします。

ただいま消防長が申しあげましたように、専門は消防署のほうには在籍していないと。そういうことを踏まえまして、私のほうからは、契約検査課と十分連携をとって、この問題に

については対応をするようにということで指示をしたところでございます。

今後でございますが、実は、やっぱり大きな市役所であれば専門の部署を、職員を配置することができますけれども、それもできないということもございます。学校教育課等も、実はいろんな件で難しい問題を抱えておりますので、今後は、やっぱりみやま市として専門的に対応する職員の配置、部署も考えていかなければならないと思っているところでございます。今回の件については、横の連絡が不十分だったということは素直に反省をしたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

それで、専門的な課とか、そういうとは私も望んでいないんですが、こういう中に設計事務所とかを呼ぶわけにはいかんもんですからね。ですから、そこら辺は建設設計とかの用語に詳しい方が当然さっさっさと答弁できるように。消防署の方たちにこれば説明せろと言ったってなかなか言葉として出てこんし、また、議員全員がわかりやすいような説明もなかなかかわけですよ。だからこんなに長引くというふうなこともあろうかと思えます。ちょっとは専門用語を使ったりやるときには、やっぱり連携を密にしとって、そこそこの専門家の方たちが説明をするというような体制をぜひとっていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

ありがとうございます。市長のほうからも、やはり専門的な職員を配置するような形で今後考えたいということでございますので、ぜひそうさせていただきたいと思っているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑はありませんか。8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）



今、瀬口議員の質問の中に、トップの考えはというふうに言われましたけれども、副市長はトップではないというふうに思いますが、西原市長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

今後、大きな学校もつくらにゃいかんし、今回は消防署が非常に大きかったんですけど、そういった建物を、今のシステムでは、学校は教育総務課の施設係が中心でやっておると、学校の建築をするときですね。この消防署のときは消防本部の総務課のほうで担当をしたんですけど、私は、本来ならば建築課というのを設けて、そういった全ての建物は建築課で今後はやるような、課、または係を、係長ぐらいを置いてそこでやるようにすれば、非常にいろいろな問題に対応できるんじゃないかと思しますので、組織の見直しというものをやりたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

近藤議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。1番田中信之君。

○1番（田中信之君）

きょう皆さんもいろいろ質問をされて、聞いておっても、やっぱりよくわからんところがあると。やっぱり頭がよくないもんだから、ぱっと資料を出されてもわかる人はそんなにおらんですよ。

そういうことで、私も1週間前でしょうか、全員協議会があつて、1週間後にこういった瀬口組さんの消防署建設で増額をしたいと、16,700千円か、こういうことを聞いたわけですよ。それで、僕はびっくりしましたわな。それで早速、契約検査課に行つていろいろ資料を見たいけんがいろいろ要望をしたですたいな。ところが、「いや、これは消防署でございます」て言うから、消防署にまた行ったですよ。そして、要するに、こっちから出したやつ、あるいは瀬口組さんからいっばい来とるか聞いたからね、「そういったものを見せてくださいよ」ち言うたら、「いや、これは情報公開してもらわんと見せられません」ち言うわけや。だから、それはいかんちいうことでくさ、すぐ情報公開請求を書いて、この16,700千円に関する一切の資料とかを書いて出したたい。結局、おどみは頭の悪いけんね、事前に勉強せん

ならわからんわけ、特にこげな複雑な計算書。しかも、瀬口組だけでしょう、みやま市では、これを今回適用するのは。あとは一切ないわけよ。そして瀬口組さんは、一番大きな受注業者でもあると。それで、過去20年間はデフレやったけど、デフレのときには金は返してもらわんと、それからインフレのときだけ金をもらおうと、これは政府の人気とりもあるかなと思うけど、一応状況はそういうこと。そして、これ市長は議員にお願いします、16,700千円払ってようございましょうかちいうて俺らにお願いするわけやろ、1週間前に。そいは1週間前でよかですたい、1週間前やったっちゃ。それでよ、ほんない議員が質問をするやろう、ここで確かめしたら時間ばかりとって大変やから、また頭がよくないから、じっくり専門家にも聞いたり設計会社に聞いたりしながら、信憑性を確かめないかんわけ、議員としては。真水の16,700千円よ、これはいい金ですよ、これは。経費要らんとやから。そういう状況の中であって、「だめです」と、「情報公開請求をしてください」ち言わるっけんしたですたい、それはもうほんないよかたいて。

そして次の日、「もう出したかい」ち言うたら、「まだ出しとらん、夕方やったけん」、やかまし言うてね、「早う今から持ってけ」ちいうてから言うた。そして、「持ってきます」ち言うたら。そしてまた市長のところに行ったら、市長は市長でおりまへんや。もうよかたいて、待っとうだいて、そして案の定やろう、金曜日は帰ってくっち言うたけんね。金曜日はナシのつぶて。だから、そういったあなたの情報公開に対する考え方よ。ガラス張りの政治じゃないやん。だから、これは非常に問題ですばい。だから、俺も県とかあちこちにいろいろ聞いてみた。こげな市はないて。自分がお願いしとるわけやろうが、これ審査してください。そして、通してくださいち。しかも、議員が資料質問をすると、それだめです、情報公開請求してください。そういうことだから……

**○議長（牛嶋利三君）**

田中議員、質問中ですけど、今回の提案された第29号にかかわる質問をしてください。

**○1番（田中信之君）**

だから、これ関しとるやん、いつもへ理屈言われるけどさ。だから、俺らこうして勉強をしてとるわけやろう、みんな。正しいかどうかをチェックせないかん、義務があるわけよね、市民に対して、選ばれとるから。そうしよって質問きょういろいろ出とったけどさ、結局本心的にはみんなわかっと思ふよ。だって、根拠が全然はつきり——書類がなかろうが、これは。だから例えば、瀬口組さんに渡した資料を全部出さんなら、持ってこにゃいかんわ

けよ。あるいは、僕が情報公開をするときは——だから、そういうのを見てチェックせんならわからんですよ、これは、短期間では。

それと、やっぱり市長の姿勢だな。だから、職員はそれ市長から言われとるけんち思うてね、僕に対してな、「情報公開請求してください」で平気で言うわけよ、こげなことを。だから、議員活動を制限しとりたい。

○議長（牛嶋利三君）

いや、そういうふうなことはちょっと……

○1番（田中信之君）

だけん、それはよかたい、それは後で。

○議長（牛嶋利三君）

この第29号議案をどうするのか、この審議の場ですから。

○1番（田中信之君）

いや、だからそいたい。そしたら根拠は、そういったいろいろ問題のあったら、最初は47%できたとかね。だから、これを75%にしたとか、これ大きな違いですよ。だから、そこから辺も、口頭じゃなくて資料を出してもらわにゃいかんわけよ、どういうことになったと。あるいは、打ち合わせした議事録とかあろうが、3者で。だから僕は、そういったいろいろな一切の資料ということで全部見ろうと思うてね、ある程度時間があるから。ところがこれ全然ない。そういうのもろもろ出してもらわないかん。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと田中議員、いいですか……

○1番（田中信之君）

いや、だから、そい出せち言いよったい。

○議長（牛嶋利三君）

開示請求をして、開示請求をされたのがいつか知らんけど……

○1番（田中信之君）

しとらんばい、まだ。

○議長（牛嶋利三君）

そのいずれにしても、議運が8月4日ですね。

○1番（田中信之君）

1週間前たい。

○議長（牛嶋利三君）

だから、その議運があつて、例月全協をしました。例月全協後に、その中で、議運の委員長からは、議運の内容を報告していただいとっでしょうが。だからそこで、質問がある方は質問をしてくださいというような話も私はちゃんとやっておりますよ。だから、そこでの質問もなくて、そのことにかかわる——それはもう当然、そして大事な議案ですから、それは審査、調査するために参考資料は必要だと思います。だから、その開示請求をされたけれども、時間的にそうしたいとまがなかったとか、そういうことはあり得ると思いますよ。あなたが請求したから、これ何か忘れ物をとってくるようなわけにはいかんでしょうが。だから、そのことは十分御理解いただきながら質問を行っていただきたいと思いますよ。はい、どうぞ続けてください。

○1番（田中信之君）

いや、だから、御理解はせんわけよ。御理解がされるわけないやないか、こんな全国ないばい、こげなところは、こげな市議会は。だから調査してくださいよ、まず……

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと田中議員、全国ないち、恥をかくような、そういったふうなあなた、話はせんでください……

○1番（田中信之君）

だから、恥をかくようなことをしとるやない……

○議長（牛嶋利三君）

何回も言うように、議案第29号に対する質問を行ってください。

○1番（田中信之君）

いや、だから第29号に関連するやない。

○議長（牛嶋利三君）

いいですね、制約しますよ。

○1番（田中信之君）

ああ。だから、それはだから後でちゃんと調べてくださいよ、こういうこげなね、議員が情報公開してくださいをお願いして——情報公開は2週間やからな。議決日は1週間やろう、何かの意図を感じるやろうが。だから、まずそこたいな。そこは日本国中調べてくださいよ、

そげなことやっているとところがあるのかどうか。

それから、そんなら瀬口組に対して出しとるわけ、書類を。それを出さんかいちいうわけよ、それを出さんかいと。あるいは、瀬口組が最初請求した文書があろうが、そら厚いち思うけどね。それも閲覧、後で見に行きますからね。もちろん、情報公開請求をやって見られるごと、ほかの議員も見らるるごとせないかんわけよ、そういうの。だから、今のようないきさつを見とると、特に市長に対しては非常に厳しい言葉かもしれんけど、瀬口組から600千円の供与をずっともらいよったわけでしょう。一顧不確一のその前は。しかもね……

○議長（牛嶋利三君）

田中議員、田中議員、やめてください。第29号議案に——もう何回も言わせんですよ。

○1番（田中信之君）

うん、だから第29号議案に関連するやないか……

○議長（牛嶋利三君）

私は議場の整理権をもって注意をしよるとですから。

○1番（田中信之君）

だからいいですよ、じゃ、あんまり3回しかでけんけんがら……

○議長（牛嶋利三君）

第29号、この議案ですね。提案された理由、ちゃんと説明されたやないですか。そのことにのみ質問しなさい。

○1番（田中信之君）

わかった、わかった。だから、瀬口組に対して出した書類一式、それから瀬口組さんから最初に来た書類一式、これを見せてください、あるいは提出してください、どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

答弁が要りますか。

○1番（田中信之君）

答弁要りますよ。それと、議事録。

○議長（牛嶋利三君）

答弁してください。塚野総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

先ほどから、田中議員からいろいろ情報公開について御意見をいただいております。

れども、実は、この件に関しましては、確かに田中議員から8月5日付だと思えますけれども、情報公開請求がなされておるのは承知をしております。ただ、議員も御承知のように、情報公開条例につきましては第12条で、請求のあった翌日から14日以内に開示をするかしないかということになっておりますので、こちらとしてはその事務手続を、当然必要でございますので、14日以内には請求があった分をお出しするような形になるんですけども、ただ、請求の内容につきましては、一切の書類とか、そういったのが書いてありますので、じゃ、どれが一切なのかというのを、こちらも判断をする必要もございまして。ですから、何の何というふうに指定をしていただければ、もう少し早く開示ができるんじゃないかというふうにも思っておるところでございます。そういうことで、事務手続には当然、日数が必要でございますので、そこら辺は御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

いいですか、1番議員。今、総務部長から答弁があったやないですか。それでいいですか。

○1番（田中信之君）

それじゃ、ほかに聞いとるやっかい、まだ。資料出すかいち。

○議長（牛嶋利三君）

塚野総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

新たな資料ということでございましたら、情報公開条例の手続によって請求をしていただけたらと思います。

○議長（牛嶋利三君）

田中議員、あなたが一番御承知のとおり、開示請求したけんちいうて情報公開のもとで何でんかんでん出すちいうわけにはいかんとですよ、行政は。わかってあつてでしょうが。あなたが回答せんちいうことで、極端な話が、執行部がそういうふうに判断したら全部黒塗りで出しますよ。いいですか、そのことを十分——御承知おきであるでしようが。なければ、ほかにないですか。1番田中信之君。

○1番（田中信之君）

だからほら、情報公開請求に関して言えば、黒塗りで出していいのとできんのとあつとばい、それは。ちゃんと今までの実績があるから……

○議長（牛嶋利三君）

もうそれはいいと。第29号議案ば質問しなさい。

○1番（田中信之君）

いや、だから——大きな問題やない、これは。だから、議員に対してお願いしとるわけばい、16,700千円か払ってよかかんもて。そして、おどんはわからんから、「資料を出してください」ち言うたら、「情報公開請求してください」ち言うわけやろ。今言うたごと14日ですから、もう2週間、議決日が1週間、そういった意図的に情報を隠しているとしか思えんような行政の運営ち僕は言っとるわけ……

○議長（牛嶋利三君）

田中議員、もうやめてください。

○1番（田中信之君）

だから、その根本的なことが問題だと……

○議長（牛嶋利三君）

もう制止しますよ、やめさせますよ。

○1番（田中信之君）

—聴取不能—はないとや、それは……

○議長（牛嶋利三君）

第29号議案のみに質問してください。

○1番（田中信之君）

いやいや、だから第29号議案に関してたい、ここはたい。ですから、これない今まで、だからこれは設計ば今から情報開示するて言うたから、僕は専門家とか行っていろいろ調べて、これちょっと問題があったら市長が責任とりますか、その金額に対して。そこは答えてください。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

疑義は一切ないと思いますので、もしあったら（発言する者あり）とります。（「払いますね」と呼ぶ者あり）何。（「お金払いますね」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

そういう質問——ちょっと市長、答えんでください。

○市長（西原 親君）

はい。

○議長（牛嶋利三君）

第29号議案に提案理由説明ばこっちはしとるでしょうが。そのことのみ質問しなさい。  
（「いや、だからこれが……」と呼ぶ者あり）何回も言わせんですよ、1番議員。このことのみに対する質問をしなさい。もう一回許します。（「全部あれやんね、それは関連やんね」と呼ぶ者あり）田中議員、第29号議案に対する質問のみ、もう一回許しますので、質問しなさい。なければやめますよ。

○1番（田中信之君）

もうよかたい、はい。じゃ、とにかくもう3回とかいうのも非常におかしな話だけどね。だから、例えばよ、こういうことは全員協議会なんかで十分に発言して、皆さんがある程度納得してから本会議に組むというのが本来のやり方だと、私はこういうふうに思っていますね。こういったのは非常に難しい問題だからね。これは一言添えて言っておきます。ですから、今いろいろ関係の人からも答弁をいただきましたけど、これはだからきょうは多分、決まるくさん、これは。それをそのまま……

○議長（牛嶋利三君）

やめなさい。

○1番（田中信之君）

反対、賛成で決まる……

○議長（牛嶋利三君）

田中議員、やめなさい、やめなさい。

○1番（田中信之君）

うん。いいかもしれんけどね、だから、結局決まってもね、瑕疵があったらね……

○議長（牛嶋利三君）

何回も注意言いよつでしょう、注意しよつでしょう。

○1番（田中信之君）

議長、それはよかやん……

○議長（牛嶋利三君）



第29号議案のみ。

○1番（田中信之君）

だから、第29号議案に関してだから……

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午後0時14分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1番田中議員の質問中でございましたけれども、休憩に落としまして議会運営委員会を開催いただいております。議会運営委員会委員長から、その結果の報告をお願いしたいと思います。中島議会運営委員長。

○議会運営委員長（中島一博君）（登壇）

先ほど議会運営委員会を開催いたしまして、田中議員の御質問に対しての議題でございましたが、議案第29号の提案に対して、議案以外の質問だったかと思っておりますので、今後、発言を控えるというところで結論が出ておりますので、以上報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

ありがとうございます。ただいま議会運営委員会委員長から御報告のとおり、1番田中議員の質問はまだ3回目ということで質問中でございましたけれども、これで質問を打ち切ります。

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

議案第29号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

近藤です。今回、インフレスライド条項、初めて経験をする名前ですけども、この中

には、ぜひ上げなければならないということではなくて、変更の請求をすることができるということでもあります。それと同時に、市長の一連の内容を聞いてみよっと、ぜひこの17,600千円を通してほしいという……（「討論やけんが、賛成か反対かば言わんね」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

8番議員から討論ということで通告があっておりませんが、討論が今出ております。したがいまして、暫時休憩をいたします。

午後0時16分 休憩

午後0時36分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま8番近藤君から討論の申し出がっております。これより、8番近藤新一君から議案第29号の討論を受けていきたいと思っております。8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

今回のインフレスライド条項というのは、私たち聞きなれない言葉でありまして、一連の質疑の中でも、議員の皆さん、そしてまた当局の皆さん方もおわかりのように、非常にまだ内容は不十分であります。この時点では16,700千円ですか、追加して出すということについては反対であります。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

次に、原案賛成者の賛成討論を行ってまいります。18番河野一昭君。

○18番（河野一昭君）

インフレスライド条項に従っての増額でありますので、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

次に、反対討論のある方。1番田中信之君。

○1番（田中信之君）

原案に対しての反対討論をいたします。

質問のときにも言いましたように、まず、情報が全然伝わっていないと、議員に対してで

すね。そして、執行部側が議員にお願いしたわけですよ。それに対して、いろいろ資料を、今回でも壇議員さん初め要求したけど、まだ出ていないものがあるわけでしょう。例えば、型枠とか鉄筋のこととか、そういう資料も出ていない。それから、壇さんが最初の資料は出てきたけど、私もお願いしているわけでしょう、瀬口組さんから、最初、市にあった書類、それから3者で協議した議事録、それから、今度はそれに基づいて市が瀬口組に対して差し上げた資料、そこら辺も私は要求しておるけど、まだ出てこないわけよ。ですから、非常に不十分。そして、私が一生懸命勉強しようと思って、25日か、全協の次の日に行ったら情報公開請求してくれというわけやろう。すぐしましたよ……

○議長（牛嶋利三君）

簡単明瞭にお願いします。

○1番（田中信之君）

いやいや、だからよかやんね、だから。

○議長（牛嶋利三君）

表決前の……

○1番（田中信之君）

いや、だから討論だから長くいいんやろうが……

○議長（牛嶋利三君）

はい、やってください。簡潔にお願いしますよ。

○1番（田中信之君）

簡潔で、俺の勝手やそれは。

だから、そういう状況で結局……

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと田中議員、俺の勝手。あなた、俺の勝手ですか。

○1番（田中信之君）

じゃ、違うたい。だから、短くち言うても、言いたいことがあったら言うてよかわけやろうが、制限ないわけでしょうが、討論には。

○議長（牛嶋利三君）

簡潔にお願いします。整理権を持って議長は言いよつとですよ。

○1番（田中信之君）

はいはい。でくるだけ簡潔に言いましょう、そしたら。

要するに、おいがそれは「出したかい」ち言うたら「出しとらん」ち言うてやかまし言うたやろう。そして、次の日は市長は出張で。そして、金曜日ずっと待ったけど全然ナシのつぶて。そういうことからして、意図的に情報は出さないで議決しようというふうな魂胆が見えるということですよ。それから、僕も県とかいろいろ電話をした。もちろん、スライド条項やっていますよ。やっているけど、議会議員が資料を要求して、情報公開をしてくださいちいうところはどこもなかですばい。ですから、これは議員活動を制限する、意図的に制限する。そして、その命令を出したのは市長であるというふうに理解しております。

それから、今回議決した多分通ると思うけれども、壇さんが言われた資料、そして私が言うた資料、それを出してもらって……

○議長（牛嶋利三君）

田中議員、反対だったら、反対討論だからもう簡潔に、要件のみ、要旨のみをおっしゃってください。いいですね。

○1番（田中信之君）

だから、反対ち言いよっとじゃないですか、最初から。

○議長（牛嶋利三君）

いやいや、もう反対だったら反対で……

○1番（田中信之君）

いや、反対ばってんね、俺ら市民の代表ですよ。この議会がどういうことになっているかというのは普通の人にはわからんわけですよ。だから、議員の市民に対して私は質問をしとるわけ、このいきさつとかね。後ろにおるわけよ、一般市民が。こういうでたらめな行政をやっておるということを、私は一生懸命伝えておるわけよ。いや、だからそれでいいですよ。

○議長（牛嶋利三君）

議運の委員長、1番議員の発言中ですが、いかが取り計らいますか。

○議会運営委員長（中島一博君）

簡潔にお願いいたします。

○1番（田中信之君）

そういうことでいろいろあるけど、もう「言うな、言うな」ち言うけんね、これでやめざるを得んけどさ、反対でございます。こういうのを提案すること自体が問題。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、賛成討論のある方。5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

これは、国交省からの通知、通達でありまして、こういった今の状況の中で、業者、あるいは自治体が大幅な不利益、あるいは利益、これを被らないような制度といたしますか、そういうことでございます。

それで、今回の件につきましては、いまだ詳細な数字がわからない部分もありますが、ある程度の資料が出て、大枠の数字はわかっておるわけです。ただ、それに至るまでの数字が、どういうことでこの数字に至ったかというのがちょっとわからないところではありますが、今申しましたように大枠の数字はわかっておるわけです。この細々した数字というのは、後で資料を出していただくというようなことでございますので、大枠の数字が今後変更になることはないわけでございます。そういうことから、今回のスライド条項の分については、条項に当てはまるということで何ら問題ないことから、賛成をいたすところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。（「議長、済みません。いいですか、採決前にいいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○17番（壇 康夫君）

採決に入る前に、今、5番議員の瀬口議員からもお話があったように、私が資料請求したのもまだ出ておりません。皆さん納得してあるかどうかちょっと疑問ですけど、ここで強行に採決に入る前に休憩を落としていただいて、会期1日というのはもう議運でも決定していますので、時間はとれると思いますので、全協か何かで説明をさらにしていただいて、皆さんが納得してぜひ可決できるような体制を考慮していただきたいと思いますので、議長にそのお願いをしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま17番壇康夫君から申し入れがっておりますが、このことにつきましては、休憩中に十分同じような要望がっておりますけれども、議会運営委員会委員長の、委員会にお

ける協議結果の説明も冒頭にいただいておりますし、このことについては、十分議論は熟されたというようなことで、採決をさせていただきます。表決をとります。

これより議案第29号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第29号 工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決をされました。

お諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

なお、このことについては、質問をされた各議員から執行部への指摘も含めて、しっかりと皆さん方に対しては、質問に対する答弁、即答弁というようなことがありませんでした。契約というのは相手があることですから、いろいろな部分はあるかと思えますけれども、議案を提出するからには、各議員から、いろいろな視点で少なからず質問があります。よって、質問をされた議員さんに対しては、速やかに答弁ができる旨の資料等を持参いただきますように、議会議長として皆さんに強く申し入れをしておきたいと思えます。

これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第1回みやま市議会臨時会を閉会いたします。

午後0時46分 閉会

上記会議の次第は、馬場洋輝の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛 嶋 利 三

みやま市議会議員 宮 本 五 市

みやま市議会議員 壇 康 夫